

国民年金

日本に住居登録のある20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入する必要があります(中・長期在留の留学生等、外国籍の方を含む)。

問合せ ▶資格の取得・喪失、保険料の免除、給付の申請…区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273)4338、▶基礎年金番号通知書、納付、厚生年金の申請等…新宿年金事務所(新宿5-9-1、ヒューリック新宿五丁目ビル) ☎(3354)5048、▶一般の年金相談…ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165(050から始まる電話からは ☎(6700)1165) ▶日本年金機構ホームページ…<https://www.nenkin.go.jp/>



令和6年度の国民年金保険料

令和5年度に比べ、月額で460円引き上げられます。

定額保険料 月額1万6,980円

※付加保険料として月額400円を上乗せして納付すると、老齢基礎年金額を増やせます(増やせる金額は、年額200円×付加保険料納付月数)。

令和6年度の年金額(年額)

種類・年金額	昭和31年4月1日以前生まれ	昭和31年4月2日以降生まれ
老齢基礎年金	81万3,700円	81万6,000円
障害基礎年金	▶1級…101万7,125円 ▶2級…81万3,700円	▶1級…102万円 ▶2級…81万6,000円
遺族基礎年金	81万3,700円	81万6,000円

障害基礎年金・遺族基礎年金の子の加算額

▶第1子・第2子…23万4,800円、▶第3子以降…7万8,300円

保険料の支払いが難しいときは免除・猶予の申請を

免除等の期間は、国民年金の受給資格に必要な期間に算入されます。

●学生納付特例制度

保険料の納付が猶予されます(老齢基礎年金の受給額には反映されません)。

対象 同制度の対象校の学生で本人の前年所得が一定額以下の方

●免除(全額免除・一部免除)制度

保険料の納付が全額または一部免除されます。

※退職(失業)した方は、特例免除制度を利用できます。

●納付猶予制度

対象 50歳未満の方で世帯主の所得にかかわらず本人・配偶者の前年所得が一定額以下の方

※老齢基礎年金の受給額には反映されません。

●新型コロナに伴う納付の免除・猶予(臨時特例措置。令和4年度分(令和5年6月分)まで)

対象 次の全てを満たす方、▶令和2年2月以降に新型コロナの影響により収入が減少した、▶令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になること

★上記4つの制度は、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。

●産前産後期間の免除制度

出産(予定)日の前月～4か月間(多胎妊娠の場合は出産(予定)日の3か月前～6か月間)の保険料(免除期間は老齢基礎年金の受給額に反映)が免除されます。

対象 平成31年2月1日以降に妊娠85日以後で出産または出産予定の第1号被保険者

病気やけがで障害の状態になったときは障害基礎年金

対象 国民年金の加入中等に初診日がある病気やけがで障害の状態になり、障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日)に障害等級の1級または2級に該当した方

支給 障害認定日から障害基礎年金を受け取れます(障害認定日に障害が軽くても、その後重くなったときは障害年金を受け取れる場合あり)。

※受給には、保険料を一定期間以上納めていることが必要です。

※20歳になる前に初診日がある病気やけがで障害の状態になった方は、障害等級の1級または2級に該当した場合、原則として20歳から障害基礎年金が受給できます(本人に一定額以上の所得等がある場合の支給制限あり)。

国民年金保険料をスマートフォンアプリで納付できます

現金・口座振替・クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済でも納付できます。

※3月から、国民年金保険料の口座振替・クレジットカード納付での前納が、年度の途中からでもまとめて支払えるようになりました。詳しくは、お問い合わせください。

国民年金の加入・変更の届け出をお忘れなく

加入者の3つの種別

- 第1号被保険者…自営業等の方と配偶者、学生・アルバイト等の方
- 第2号被保険者…会社員・公務員(厚生年金の加入者)等の方
- 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

現在の状況	届け出理由	届け出先	届け出後の種別
自営業・学生・無職などの方	20歳になった	届け出は不要(※)	第1号被保険者
第2号被保険者の被扶養配偶者	20歳になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第1号被保険者	区外から転入した	届け出は不要	第1号被保険者
	区内で転居した		
	海外へ転出するが国民年金を納めたい	▶国内に協力者となる親族がいる方…区医療保険年金課・特別出張所 ▶国内に協力者となる親族がいない方…新宿年金事務所	
	海外から転入した	区医療保険年金課・特別出張所	
第2号被保険者	就職した	勤務先	第2号被保険者
	第2号被保険者の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第2号被保険者	退職した	区医療保険年金課・特別出張所	第1号被保険者
	第2号被保険者の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第3号被保険者	就職した	勤務先	第2号被保険者
	配偶者が退職した・配偶者が65歳になった・扶養ではなくなった	区医療保険年金課・特別出張所	第1号被保険者
	配偶者が転職した(第2号被保険者を継続)	配偶者の新しい勤務先	第3号被保険者

※20歳前後に海外から転入した方は、区医療保険年金課・特別出張所に届け出が必要です。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の年金引き落とし

- 令和6年度の国民健康保険料仮徴収額決定通知書を4月1日に発送します

保険料が年金から引き落とされている方へ発送します。今回お知らせする保険料額(6年4・6・8月に引き落とされる額)は、令和4年中の所得に基づいて計算された仮の保険料額(令和6年2月分と同額)です。

※令和6年度の保険料は、令和5年中の所得に基づいて確定し、国民健康保険料は6月中旬に、後期高齢者医療保険料は7月中旬にお知らせします(仮の保険料額との差額は10月以降の保険料額で調整)。

- 令和6年度中に世帯主が満75歳に達する世帯の方は4月から年金からの引き落としを停止します
- 該当する方には国民健康保険料仮徴収額停止決定通知書を4月1日(月)に発送します。

- 年金引き落としから口座振替への変更申し出により年金引き落としから口座振替に変更できます。希望する方は、お問い合わせください。

※後期高齢者医療制度では口座振替に変更した場合でも、保険料を滞納した場合は、年金引き落としに切り替わることがあります。

問合せ ▶国民健康保険料の算定・口座振替…医療保険年金課国保資格係 ☎(5273)4146

▶後期高齢者医療保険料…高齢者医療担当課高齢者医療係 ☎(5273)4562 (いずれも本庁舎4階)

快適なマンションライフのために

第42回

給排水管のメンテナンス、していますか

大規模修繕を何度か実施した高経年マンションでも、新築以降、給排水管のメンテナンスが行われていないことは珍しくありません。劣化している中で大地震に見舞われれば、給排水管が折れたり、ひびが入る可能性があります。大地震の後すぐにトイレを使ってはいけなくなるのはこのためです。また、災害時でなくても、下階への漏水等、生活に大きな影響を与えます。マンションの給排水管を、今一度、見直してみませんか。

問合せ 住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567